

# 芦屋市からのお知らせ

～ごみ出しルール徹底のお願い～

● 芦屋市指定ごみ袋をご使用いただくごみ

- ・ 燃やすごみ（週2回）
- ・ その他燃やさないごみ（月2回）

## ルール違反のごみは収集できません

〈ごみ分別の徹底と芦屋市指定ごみ袋の使用をお願いします〉

違反ごみ袋は収集できないため、置いていくこととなります。

ステーションをお使いいただく近隣の方へ迷惑とならないよう、指定ごみ袋の使用と、ゴミ出しルールを順守してください。

一層のご理解とご協力をお願いします。

芦屋市の指定ごみ袋を使用されていない違反例



問い合わせ：環境施設課 0797 - 32 - 5391



芦屋市からの  
大切なお知らせ

# 令和5年10月1日から 指定ごみ袋制度が始まります。

ごみの分別を推進するために、  
指定ごみ袋制度を導入します。  
下記のルールに従って、『燃やすごみ』と『その他燃やさないごみ』は、  
指定ごみ袋でごみ出してください。

【お問い合わせはこちら】  
環境施設課 0797-32-5391

## 指定ごみ袋を使ってごみ出しするごみ

(指定ごみ袋でなければ収集されなくなります。)

<p><b>指定ごみ袋を使って ごみ出しするごみ</b></p> 	<p><b>燃やすごみ</b></p> <p><b>生ごみ類</b> <b>資源にならない紙類</b></p>  <p><b>プラスチック類</b> <b>ゴム・革・衣類</b></p>  <p><b>パイプラインも 指定ごみ袋の対象です。</b></p> 	<p><b>その他燃やさないごみ</b></p> <p><b>金属類</b> <b>小型家電類</b></p>  <p><b>陶磁器類</b> <b>ガラス類</b></p>  <p>燃やすごみと燃やさないごみを混同しないためにも、 燃やさないごみを出す際はチェックしてください。</p> <p>「燃やさないごみ <b>不燃</b>」はチェック <input checked="" type="checkbox"/></p>
	<p><b>指定ごみ袋を使わずに ごみ出しできるごみ</b></p> <p>※燃やすごみと その他燃やさないごみの 例外</p>  <p>■「木・枝」は長さ50cm以内、直径10cm以内に切り、片手で運べる量をひもで束ねてください。袋に入れずに束ねたまますことができます。</p> <p>■束ねていない木や、葉は指定ごみ袋で出してください。</p> <p>多量の草木は、植木剪定ごみとなり 家庭ごみステーションには出せません。 収集事業課へお申し込みください。</p>	<p>危険ごみは、中身の見えるごみ袋に入れてそのごみだけで出してください。</p> <p><b>発火するごみ</b> <b>危険なごみ</b></p> <p>充電式バッテリー 内蔵型電化製品・ 電池</p> <p>刃物類・割れた 『陶磁器・ガラス』</p> <p>スプレー缶・ 卓上ガスボンベ類</p> <p>硬すぎて支障を きたすごみ</p> <p>ごみ袋に入らない傘・蛍光灯(割れないように工夫して出す)は、そのまま出すことができます。</p> 

**注意事項**



カラス対策として指定ごみ袋の中に段ボールを使う。      カラス対策として指定ごみ袋の中に生ごみを新聞でくるむ。      内袋は使用可能。(必要最低限)

燃やすごみと燃やさないごみを混ぜない。      黒い袋などで全体を隠すのは禁止。      他の袋は使わない。      段ボールに直接入れるのは禁止。      指定ごみ袋を利用していることが分からないのは禁止。

※1辺が50cmを超える燃やすごみ、1辺が30cmを超えるその他燃やさないごみは、従来どおり粗大ごみとなり、家庭ごみステーションに出すことはできません。

## 指定ごみ袋を使わなくても良いごみ

資源ごみは今までどおり、指定ごみ袋を使わなくても、  
レジ袋等でもごみ出しすることができます。

<p><b>紙資源</b></p> 	<p><b>ペットボトル</b></p> 	<p><b>缶</b></p> 	<p><b>ビン</b></p> 
---	--	--	--

販売店情報  
指定ごみ袋はどこで  
売ってるの?



チャットボット  
ごみの分別が分からない  
場合はこちらから。



分別の実態  
指定ごみ袋の導入理由でもある  
芦屋市の分別の状況です。



ハンドブック(handbook)  
各種ごみのハンドブックは  
こちらから。



QRコードが読めない場合は、環境施設課 (0797-32-5391) までお問い合わせください。